

サカモトホースファミリー会則

平成 28 年 1 月 1 日制定

第 1 条 (名称)

本会は、「サカモトホースファミリー」と称します。

第 2 条 (設立の趣旨)

仕事を終えた静内坂本牧場の馬たちの天寿をまっとうさせることに、賛同し応援してくださる方たちを募り、その方たちとの交流を大切にします。設立当初の対象馬はアンバーネックレスとし、その後会の規模に応じて対象馬を増やします。

第 3 条 (所在地)

本会の所在地は 〒056-0144 日高郡新ひだか町静内田原 6 5 3 静内坂本牧場内とする。

第 4 条 (代表者)

本会の代表者は、坂本光春とする。本会の対象馬の管理、繋養と共に、馬の情報発信をします。

第 5 条 (運営)

本会の運営は代表者が行い、会員管理事務の一部を「NPO 法人引退馬協会」の对外支援部門である「引退馬ネット事務局」(〒069 - 1317 北海道夕張郡長沼町東 8 線北 2 番地) に委託します。

第 6 条 (里親)

1. 本会の趣旨に賛同し、入会申込をした会員を「里親」と呼びます。
2. 入退会の受付は本会の事務局「NPO 法人引退馬協会」の「引退馬ネット」に受け付けを委託します。退会は、いつでも自由なものとしします。
3. 里親は会費を負担します。会費の用途は、対象馬の飼養管理費、治療費、会員の皆様への連絡を含む運営費等として必要な経費に使います。
4. 会費は、1 口 2,000 円/月とし、口数は会員が自由に決められるものとしします。口数の増減はいつでも会員が自由に決められるものとしします。
5. 会費は月末までに翌月分を支払うものとし、半年払い、年払いも可能としします。ただし、入会月や自動引き落とし日が金融機関の休業日と重なった場合はのぞきます。
6. 3 ヶ月間会費の滞納があった場合には、退会となります。ただし、再入会は可能です。その場合、さかのぼって会費を支払う必要はありません。

7. いったん納入された会費、寄付金については返還しないものとします。
8. 会員とその同行者は、日時を予約の上、年間を通じて牧場見学を可能とします。会員は、できるだけ訪問の2～3日前までに、直接、牧場に連絡するものとします。

第7条（対象馬の「馬の福祉」の観点）

本会の趣旨として天寿をまっとうすることを会の目的としていますが、万一、治る見込みがない病気、怪我により、対象馬が苦痛に襲われ続けることとなった場合は、一刻も早く対象馬を苦痛から解放させるために、獣医師からの見地に基づき安楽死する場合があります。その場合代表者は会員に対して、事後に詳細な経緯報告をするものとします。

第8条（セーフティネット）

対象馬が存命のうちに、万一の事情により牧場の継続できなくなった場合、対象馬の処遇については会の趣旨を最優先に考え、引退馬ネット事務局に馬の処遇を一任します。

第9条（会員の個人情報）

会員の個人情報は引退馬ネット事務局と共有するものとし、いかなる場合も無断で第三者に、会員及び寄付をいただいた方の個人情報を開示、提供することはありません。必要と思われる開示、提供の要求があった場合は、本人への確認、承諾を得てから行うものとします。これは、会員が退会した後も、また、本会が終了した後も、同様に取り扱うものとします。

第10条（設立年月日と会の存続期間）

本会は、平成28年1月1日に設立し対象馬が天寿を全うした後、事後報告等を終了した日に閉会するものとします。